

令和 3 年 4 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会



## 議案第 28 号

### 臨時代理の承認について

(新庄市障害の表記方法に関する規程)

市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令により新庄市障がいの表記方法に関する規程を制定するため、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

### 新庄市障害の表記方法に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。））、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）中における障害者の状態を表す障害の用語（以下「法令中の障害の用語」という。）を引用する場合の表記方法を定めるものとする。

(表記方法)

第 2 条 法令中の障害の用語を引用する場合は、当該法令の趣旨及び内容に変更を及ぼさないときは、障がいと表記するものとする。ただし、市の条例及び執行機関の規則（規程を含む。）において引用する場合は、この限りでない。

(様式等を使用する場合の表記方法)

第 3 条 法令で定める申請、届出等の様式、帳票その他の書面においては、法令の趣旨及び内容に変更を及ぼさず、かつ、当該事務の執行に支障のないときは、法令中の障害の用語を障がいと表記するものとする。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 臨時代理の理由

新庄市障がいの表記方法に関する規程について、令和 3 年 4 月 1 日に施行する必要があるため、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。

## 議案第 29 号

### 臨時代理の承認について

(新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

新庄市行政組織の改編に伴い、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令により制定した新庄市特定個人情報の取り扱いに関する管理規程の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

### 新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令

新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成 29 年訓令第 10 号、議会訓令第 1 号、教育委員会訓令第 2 号、選挙管理委員会訓令第 1 号、監査委員訓令第 1 号、農業委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「総合政策課システム統計室長」を「総合政策課デジタル推進室長」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 臨時代理の理由

新庄市特定個人情報の取り扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令について、令和 3 年 4 月 1 日に施行する必要があるが、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。

(参考)

新庄市特定個人情報情報の取扱いに関する管理規程(平成29年訓令第10号/議会訓令第1号/教育委員会訓令第2号/選挙管理委員会訓令第1号/監査委員訓令第1号/農業委員会訓令第1号)新旧対照表

| 現行   | 改正後 (案)  |
|--|--|
| <p>(セキュリティ管理者)<br/>第7条 (略)<br/>2 セキュリティ管理者は、<u>総合政策課システム統計室長</u>をもって充てる。<br/>3 (略)</p> | <p>(セキュリティ管理者)<br/>第7条 (略)<br/>2 セキュリティ管理者は、<u>総合政策課デジタル推進室長</u>をもって充てる。<br/>3 (略)</p> |